

第1回 浜松市立鹿玉中学校運営協議会

令和6年4月22日(月)
13:30～ 第2会議室

校 訓

鹿玉を磨く

学校教育目標

『持続可能な社会を担う、自己効力感を高める生徒の育成』

司会：教頭

- 1 授業参観 13:30～
- 2 会長あいさつ 13:45～
- 3 校長あいさつ
- 4 学校運営協議会委員・学校職員・CSディレクター自己紹介
- 5 R5年度第4回会議録、自己評価の確認・R6年度の目標確認
- 6 熟議 14:00～
 - ① 令和6年度学校運営の基本方針および教育課程について（校長・教務）
 - ② 浜松市立鹿玉中学校いじめ防止基本方針について（教務）
 - ③ 職場体験について（教頭）
 - ④ 防災オリンピックについて（教頭）
 - ⑤ 「夢育やらまいか事業に対する意見書」について（教頭）
- 7 令和6年度の予定

第1回学校運営協議会	4月22日（月）	13:30～
第2回学校運営協議会	7月16日（火）	13:30～
第3回学校運営協議会	11月11日（月）	13:30～
第4回学校運営協議会	2月 7日（金）	13:30～

浜松市立髙玉中学校いじめ防止基本方針（概略）

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つ。
- いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をする。

2 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策コーディネーター、各学年生活担当教員、養護教諭。必要に応じて、学年主任、学級担任、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員等、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
- 毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

3 具体的な対応

組織的に、また、関係機関と適切に連携をとり対応する。

(1) 未然防止

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組(学習、全校集会、校長講話等)を発達段階に応じて実施する。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供が自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月	学級活動での情報モラルについて考える講座の実施
6月	生徒会主導「いじめや命について考える」月間の実施
11月	生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し(生徒会)
イ 授業や集団づくり	
4月	新入生オリエンテーションの実施による学校での過ごし方について確認
学期末	学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート)
	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 道徳教育の充実	
5月	「公正・公平」「思いやり」をテーマした道徳の授業を参観会として実施
6月	「生命尊重」をテーマにした道徳の授業
9月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業と翔輝祭の実施
10月	「友情」をテーマにした道徳の授業と体育祭の実施
エ 子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
5月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験
10月	交流学級での行事参加(翔輝祭)
11月	交流学級での行事参加(体育祭)

オ 互いを認め合える人間関係、学校・学級風土づくり。社会性を育み、自己肯定感を高める活動	
4月	生徒会主催による新入生オリエンテーション
9月	クリエイト亀玉（結団式）での縦割り集団での人間関係づくり
10月	縦割り活動を取り入れた体育大会の実施
11月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
12月	「心と体の健康」をテーマにした学校保健委員会の実施 学級活動での「いいところ見つけ」実施

(2) 早期発見 ※得た情報については、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

○子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図る。

○アンケート調査 タブレット端末で実施

A「学校生活アンケート」：学期に1回（5月、11月、2月）

B「心の天気モニター」：月に1回（月末）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

○個人面談

・定期面談：1学期末及び2学期末は全員、年度末は必要に応じて実施 ※必要があれば随時

○「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、ネットパトロールの活用を図る。

(3) いじめ（インターネット上も含む）に対する措置

○いじめを発見、または子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的な対応につなげる。

○犯罪行為や子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察と連携して対処していく。

○必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

○いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

○いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(4) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

(5) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。要件が満たされている場合でも、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）

②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

4 地域、家庭の役割

○家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

○「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項（保護者の責務））

5 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）学校は、事案について直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和4年9月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。



令和5年度 第2学年 職場体験学習実施計画

浜松市立亀玉中学校

1. 目的

- (1) 体験を通じて職業を正しく理解する。
- (2) 労働の素晴らしさ、厳しさを肌で感じ、勤労の意義を考えるとともに職業人として「生きる」ことを考えるきっかけにする。
- (3) 自分の将来、進路選択を考える機会にする。
- (4) あいさつや返事、責任感等、社会人として必要なことを学び、今後の生活に生かす。

2. 日時 令和5年11月21日(火)・11月22日(水)

3. 実施場所 別紙参照

4. 日程

(各事業所に現地集合)

9:00 午前活動開始

12:00 昼食、休憩

13:00 午後活動開始

15:00 活動終了、帰宅

(16:30までに各事業所の代表生徒は、学校に終了、帰宅報告の連絡を学校に入れる)

5. 引率教員6名 田之上伸久、大城光哉、田中梓、大塚教二巳、瀧口ゆかり、青島麻里

6. 交通機関 自転車及び公共の交通機関

7. 参加生徒 第2学年 109名(男子47名 女子62名)

8. 不参加生徒・事由・指導 なし

9. 活動単位 1～4名

10. 経費 生徒 なし 職員 市費旅費から支出

11. 事前・事後の指導

- ・それぞれの活動について事前指導を十分に行う。
- ・2週間前からの健康観察を通して、自分自身の健康状態を把握させ、良好な状態をつくり出させる。又、事後2週間の健康観察も行い、実施後の健康管理も行わせる。
- ・移動時、活動時の際ルールやマナーの事前指導を行う。
- ・非常時、活動中の場合は各事業所の指示に従って行動し、移動中の場合は安全を確保できる場所へ避難することや学校に連絡することを確認しておく。
- ・職業体験で学んだことを今後の学校生活や授業の中で生かしていけるよう、振り返りの記録やアンケートを実施、反省点を今後の活動に生かしていく。

12. 事故防止の対策

- ・ 自宅から活動場所へのルートの確認等の事前の全体指導や学級指導において、生徒の生活面、安全面、事故防止について十分指導する。
- ・ それぞれの活動について、活動の流れや注意することなどの指導を十分に行い、常に安全に注意して行動させる。
- ・ 学校を本部とし、引率教員は常に連絡が取れるようにする。
- ・ 当日までの健康観察と現地での健康観察、事後の健康観察を十分に行い、生徒の健康状態の把握に努める。
- ・ 職員は当日、各事業所を訪問し、生徒の様子等を確認する。

R5 職場体験 受け入れ実施事業所

	事業所名	住所
1	会席 碧AOI	浜松市浜北区宮口619
2	オオタカフォトスタジオ	浜松市浜北区新原5418
3	株式会社フルーツワールド	浜松市浜北区尾野1476
4	パティスリーカラサワ	浜松市浜北区沼114-4
5	Runners Care はじめ鍼灸接骨院	浜松市浜北区横須賀911-1
6	マノアマノデュオ(mano.a.mano Duo)	浜松市浜北区貴布祢432-2
7	天工造建	浜松市浜北区宮口2170-1
8	有限会社 一十園	浜松市浜北区新原3241-1
9	花の舞酒造	浜松市浜北区宮口632
10	はまきた法律事務所	浜松市浜北区貴布祢111-1
11	マルモリファーム	浜松市浜北区大平
12	グローアップ浜北沼	浜松市浜北区沼276-1
13	グローアップ浜北道本	浜松市浜北区道本249-7
14	浜北テクニカル	浜松市浜北区尾野834
15	バルモ葬祭 浜名office	浜松市浜北区本沢合121-1
16	多喜の園特別養護老人ホーム	浜松市浜北区中瀬3829-1
17	専門学校浜松医療学院	浜松市浜北区貴布祢232-3
18	ひなたパン	浜松市浜北区西美園202-1
19	浜松日産自動車 浜北インター店	浜松市浜北区西中瀬3丁目15-26
20	プレ葉ウォーク浜北	浜松市浜北区貴布祢1200
21	風の子こども園	浜松市浜北区平口1973
22	SPJ 浜北スイミングプラザ	浜松市浜北区西美園150
23	おかしやじろう	浜松市東区半田町233
24	コワーキングスペース イトリエ	浜松市浜北区貴布祢265-8
25	浜松市消防局 浜北消防署	浜松市浜北区西美園58
26	鹿玉協働センター	浜松市浜北区宮口3171
27	(株) ジーアクト	浜松市浜北区根堅890-1
28	動画工房こもれば	浜松市中区船越町10-27
29	北浜幼稚園・ふわふわ	浜松市浜北区貴布祢409
30	サンストリート浜北 セキュリティオフィス	浜松市浜北区平口2861
31	ジェームスサンストリート浜北店	浜松市浜北区平口5806
32	サイクルベースあさひ サンストリート浜北店	浜松市浜北区平口2861
33	タリーズコーヒー サンストリート浜北店	浜松市浜北区平口2861
34	ホームセンターパロー サンストリート浜北店	浜松市浜北区平口2861
35	はなまるうどん サンストリート浜北店	浜松市浜北区平口2861
36	SOLASPA浜北温泉 サンストリート浜北店	浜松市浜北区平口2861

麓玉中学校防災オリンピック

2024.1.19 浜松市消防団 浜北区支団 教育隊

【主旨】

甚大な被害が想定される南海トラフの巨大地震が起こるといわれている地域に住む我々は自助、共助が大切であると言われている。中学生でも知識があれば身近な人、大切な人の命を繋ぐ事が出来る。

【内容】

1. 消防団員自己紹介
2. 浜松市内の救急事情のクイズ
3. 団員による応急手当展示
4. 人形と AED を使った体験
5. YouTube『あなたにしか救えない大切な命～ 君の瞳とともに』
6. 感想

【総括】

- ・ 今日のことを家に帰って家族と話をしよう
- ・ 『いつもと違う』気になった人へ声を掛ける勇気を

【内容】

1. 団員自己紹介

浜松市消防団 浜北区支団 教育隊〇〇です。(参加メンバー全員)

消防団を知っている？消防署員さんとの違い説明

普段は他の仕事をしている

18歳以上で浜北区に住んでいる、仕事をしている、通学している人ならなれる

2. 浜松市の救急事情

救急車呼んだことある人～

救急車を呼ぶと浜松市は何分で来るか

市内の救急車は何台あるか

AED使った(体験)したことある人～

etc.問いかけながら

救急車を待っている間に何が出来るか

3. 応急手当展示

4. 人形と AED で体験(何体持っていけるか確認、生徒の人数によって)

救急車を待つ7,8分を体験させる(とても大変)

AEDのある場所を問う→日本全国 AED マップ

5. YouTube『あなたにしか救えない大切な命～君の瞳とともに』

年齢が近い小中高生でも AED が必要になることもある

6. 数人に感想を聞く

以上。

プロジェクターで所々映像を映したい